

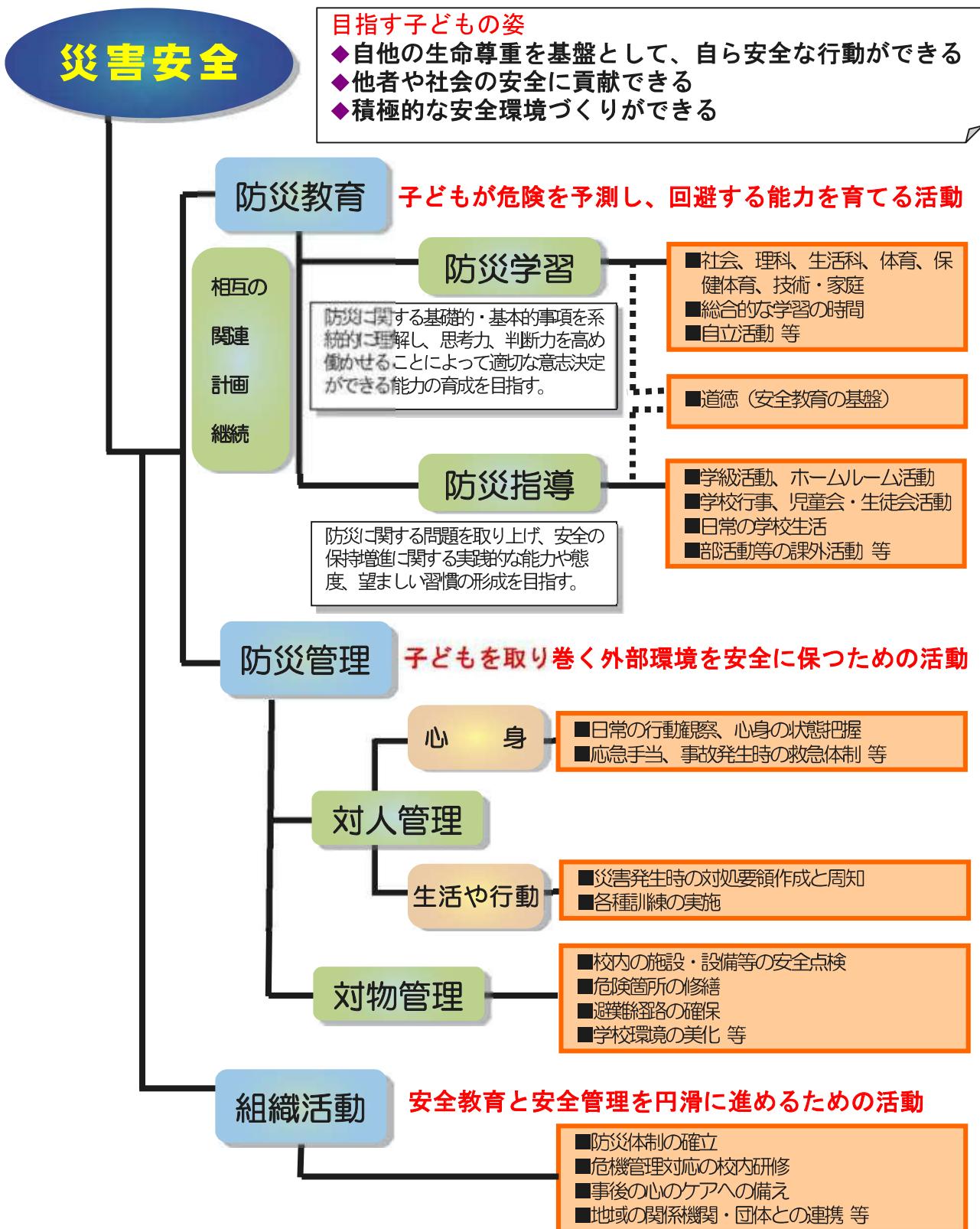
2

防災教育に取り組むにあたって



1 学校安全の構造と学校防災

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の三つの領域からなっている。学校安全の一領域である災害安全は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



出典 「あいちの学校安全マニュアル」(愛知県教育委員会、平成23年3月)

2 防災教育の目標と体系化

防災教育は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文科省、2010)に示された安全教育の目標に準じると、防災教育のねらいは次のような三つにまとめられる。

防災教育のねらい

自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようとする。

地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようとする。

自他の命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようとする。

出典 「『生きる力』を育む防災教育の展開」(文科省、平成 25 年 3 月)

次期学習指導要領における安全教育で育てたい資質や能力

◇知識・技能

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

◇思考力・判断力・表現力等

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

◇学びに向かう力・人間性等

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようしたりする態度を身に付けていること。

↑
発達段階に応じた系統的な指導

↑
各学校における指導の体系化

出典 「第2次学校安全の推進に関する計画」(文科省、平成 29 年 3 月)

現代的な課題に焦点化した教育について

個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。

(中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理 平成27年8月26日)



○安全に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- ・安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能
- ・安全確保のための的確な思考・判断
- ・安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- ・アクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動する力や態度に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- ・教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

出典 中央教育審議会 総則・評価特別部会第4回(平成28年1月18日)配付資料から抜粋

安全に関する資質・能力のイメージ

進んで安全で安心な社会づくりに参加し
貢献しようとする情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか
【学びに向かう力・人間性等】

どのように学ぶか
アクティブ・ラーニングの視点からの
創造的な学習プロセスの実現

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

何を知っているか何ができるか
【知識・技能】

知っていること・
できることをどう使うか
【思考力・判断力・表現力等】

- ・安全な生活を送るための基礎となる知識・技能、
- ・安全で安心な社会づくりの意義の理解

- ・安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択(危険予測・回避)等

出典 中央教育審議会 総則・評価特別部会第4日(平成28年1月18日)配付資料から抜粋



3 安全（教育）に関する資質・能力の育成に向けて

◇基本的な考え方

発達段階に応じて、安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断を育むとともに、安全で安心な社会づくりの意義に関する理解を育む。

◇現行学習指導要領等(平成 20・21 年告示)における改善充実

○安全確保のために主体的に行動する態度

引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示された。安全に関する指導は、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うこと、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康、安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

○安全で安心な社会づくりの意義の理解等

【小学校】

- ・集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動をとるための能力の育成【生活科】
- ・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康で安全な生活を営むための資質や能力の育成【体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

- ・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
- ・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力

【総合的な学習の時間】

【高等学校】

- ・個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
- ・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力など

【総合的な学習の時間】



◇次期改訂に向けた検討の方向

- ・初等中等教育段階で育成すべき安全教育に関わる資質・能力(安全な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択、安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。
- ・資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの在り方を、各教科の特性に応じて明確化。
- ・安全で安心して生きるための資質・能力の中核となる資質・能力を体育科・保健体育科で育むとともに、特に防災については社会科をはじめとした関連教科等で育むなど、教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。
- ・生活安全・交通安全に関する事件・事故等に対応した、安全確保のための基礎となる各教科等の知識・技能、主体的に行動する態度等を育むことにより、安全で安心な社会づくりの意義が理解され、生涯にわたって安全で安心な生活を送るための実践力につながるよう、保健体育科を中心とした各教科等の内容を検討。(AEDを含む応急手当、交通ルールの理解等)。
- ・東日本大震災をはじめとした様々な自然災害のリスクに対応した知識・技能等を育むことにより、安全で安心な社会づくりに貢献できる実践力につながるよう、社会科及び特別活動を中心とした関係教科等の内容を検討(地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災上の災害要因の理解、安全・安心な地域づくりへの参画、主体的に危険を回避する判断力の育成等)。また、家庭・地域との連携の在り方についても検討。

出典 中央教育審議会 総則・評価特別部会第4日(平成28年1月18日)配付資料から抜粋



4 防災を含む安全教育の今後の在り方について

■ 安全教育・防災教育に関する指導内容の充実

- ・防災を含む安全教育を通じて育成すべき資質・能力を明確化し、その育成に必要な各教科等における指導内容を系統的に示す。
- ・また、教育課程の全体構造を念頭に置きながら、各教科等において、下記の点について充実を図る。

＜小学校＞

- ・自己の危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・災害発生時の行動や、基本的な交通ルール等についての指導の充実【生活科】
- ・災害における地方公共団体の働き、地域の人々の工夫や努力、地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災情報に基づく適切な行動の在り方等に関する指導の充実【社会科】
- ・身近な地域における自然災害の危険性の理解に関する指導の充実【理科】
- ・日常的なけがの手当の充実や、危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成

【特別活動】

＜中学校＞

- ・自他の危険予測・回避能力の育成【保健体育科】
- ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】
- ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実
【社会科(公民的分野)】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実
【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通した理解に係る指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(生徒が自ら状況を判断し、支援者としての視点を含め行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

<高等学校>

- ・社会生活における危険予測・回避能力の育成【保健体育科】
- ・地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策に関する指導の充実
【地理】
- ・安全・安心な地域づくりへの参画や、防災関係制度に関する知識、現代的課題等の理解に関する指導の実施【公民科】
- ・自然災害の原因、自然災害の予測、防災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通じた原理や方法についての理解等、応急手当に係る指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(地域社会の安全への貢献を含めて、生徒が自ら状況を判断し、支援者としての視点を含め行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

■ 主体的に行動する態度や、共助・公助に関する教育の充実

- ・学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)」の視点から、学習・指導方法の改善を図る。
- ・総合的な学習の時間において、防災を含む安全教育に関する学習活動の充実を図るため、事例の普及等を図る。
- ・道徳も含めた各教科等における指導が、共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくよう、指導の充実を図る。
- ・保護者や地域住民、関係機関と連携した取組の充実を図る。

出典 中央教育審議会 総則・評価特別部会第4日(平成28年1月18日)配付資料から抜粋



5 防災教育に取り組む上での留意点

■ 課題・方向性及び具体的な方策

・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)では、「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされており、これを踏まえ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善により、安全に関する資質・能力を、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で体系的に育んでいくことが重要である。

・安全は様々な分野を横断する総合的な課題であり、一つの分野において解決できる問題ではないことから、児童生徒等が安全についての深い学びを得るために、各教科等に固有の観点から安全を学びながら、それぞれの学習内容を関連付けて考えることが重要である。また、児童生徒等が安全に興味・関心を抱くきっかけは様々であり、教科等横断的な学習を進めることにより、児童生徒等の興味・関心の入り口の多様性を確保することが可能となる。このため、学校教育活動の様々な場面において安全に関する内容を取り入れることが重要である。さらに、小学校までに学習した安全教育の内容に、中学校や高等学校における専門的な学習内容が加わることにより、これまで学習した知識・技能や経験がつなげられ、学びが一層深められていくと考えられることから、学校種間の学習の系統性を念頭に置いた安全教育を推進することも重要である。

・各学校は、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが必要である。具体的には、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。

・学校は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが必要である。

・安全教育の推進が次世代の安全な社会づくりに寄与するという観点からは、より大人に近い年齢である中学生や高校生に対して、安全という価値を内面化するための教育を行うことの社会的意義は大きい。また、青年期にある中学生や高校生が、地域の安全課題に対して一定の役割を担い、その改善に貢献することは、生徒の自己肯定感の向上やキャリア意識の涵養につながると考えられる。このため、中学校や高等学校においても、積極的な安全教育の展開が必要である。

・学校教育活動全体において児童生徒等の安全を確保することは大前提であるが、児童生徒等の保護という観点のみならず、児童生徒等自身の危険予測・危険回避などの安全に関する資質・能力の育成も重要であることから、基本的な安全管理とバランスの取れた安全教育が求められている。また、自然災害や犯罪被害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵や児童生徒等の安全を守る地域の努力についても触れることなどにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対して愛着をもったり、大切に思ったりできるようにすることへの配慮も必要である。

・児童生徒等が危険箇所とされていない場所にいる場合やルールを守って行動している場合においても、適切に周囲の環境に注意を払い安全に行動できる資質・能力を身に付けさせることが必要である。また、地震・津波などの自然現象自体は防ぎようがないことや、交通事故等の危険の無い環境は無いという前提に立ち、児童生徒等が自らを取り巻く環境における危険を適切に認識し、適切な行動に結びつけられるようにすると同時に、自ら危険な環境を改善するなど安全で安心な社会づくりに貢献する意欲をもてるようにすることが重要である。その際、外部有識者の知見を積極的に取り入れ、例えば、これまで教職員では気付きえなかった危険の認識・共有や、地域特性の理解を得ることなどが有効である。

・人為的な影響による地球温暖化に伴う気候変動に関する科学的知見を踏まえると、児童生徒等が生きる時代の風水害や高潮、土砂災害は、極端な気象による激甚化が予想されており、過去の経験を上回る可能性があることにも留意が必要である。

出典 「第2次学校安全の推進に関する計画」(文科省、平成 29 年 3 月)から抜粋

